

## 第 1 2 8 号議案

足立区青少年センター条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 2 0 年 9 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区青少年センター条例の一部を改正する条例

足立区青少年センター条例（平成 1 3 年足立区条例第 3 3 号）の一部  
を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

（休館日）

第 5 条 青少年センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、第 1  
7 条第 1 項の規定により青少年センターの管理を行う者（以下「指定  
管理者」という。）は、必要があると認めたときは、教育委員会の承  
認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

（ 1 ） 1 月 1 日から同月 4 日まで

（ 2 ） 1 2 月 2 8 日から同月 3 1 日まで

第 6 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者は、必要があると認めたときは、教育委員会の  
承認を得て、開館時間を変更することができる。

第 6 条第 2 項を削る。

第 8 条各号列記以外の部分中「使用の承認」を「前条第 1 項に規定す  
る使用の承認」に改める。

第 9 条中「使用の承認」を「第 7 条第 1 項に規定する使用の承認」に  
改める。

第 1 0 条中「既納の」を「既に納入された」に改める。

第 1 2 条を次のように改める。

（特別の設備等）

第12条 使用者は、使用に際して、施設に特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

第13条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用の承認」を「第7条第1項に規定する使用の承認」に改め、同条第3号中「又は」の次に「第7条第2項の規定により付した」を加え、同条第4号を次のように改める。

(4) この条例又は教育委員会規則（以下「規則」という。）に違反したとき。

第13条第6号中「必要」を「青少年センターの管理運営上特に必要がある」に改める。

第14条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、施設又は付帯設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

第15条ただし書を削る。

第16条中「教育委員会」を「指定管理者」に、「禁じ」を「拒否し」に改める。

第17条中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条を第22条とし、第16条の次に次の5条を加える。

(指定管理者による管理)

第17条 青少年センターの管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で教育委員会が指定する指定管理者に行わせることができる。

2 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。

(指定管理者の指定)

第18条 前条第1項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請をした者のうちから、規則で定める基準により青少年センターの目的を最も効果的に実現することができる者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

3 教育委員会は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者選定審査会への諮問)

第19条 前条第2項に規定する指定管理者の候補者の選定審査に際しては、足立区こども科学館条例(平成5年足立区条例第54号)第16条第1項に規定する足立区ギャラクシティ指定管理者選定審査会に諮問するものとする。

(指定管理者の業務範囲)

第20条 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第3条に規定する事業(教育委員会の権限に属するものを除く。)

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が青少年センターの管理運営に必要があると認める業務

(管理の基準)

第21条 指定管理者は、前条に定める業務を適正かつ効率的に行わなければならない。

2 指定管理者及び青少年センターの業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、青少年センターを利用する者の個人情報適切に保護されるために必要な措置を講ずるとともに、青少年センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用

してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定、第6条第1項にただし書を加える改正規定、第14条に1項を加える改正規定、第16条の改正規定及び第17条を第22条とし、第16条の次に5条を加える改正規定（第20条及び第21条に係る部分に限る。）は、平成22年4月1日から施行する。

#### （提案理由）

施設の管理を指定管理者に行わせるとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。